

会 議 録 目 次

令和 5 年第 3 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 5 年 5 月 1 2 日（金）午前 9 時 0 0 分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告 ・議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 4	報告第 2 号 損害賠償額の決定について・・・・・・・・	5
日 程 第 5	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）・・・・・・・・	9
日 程 第 6	第 21 号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校南校舎ト イレ改修工事）・・・・・・・・	12
日 程 第 7	第 22 号議案 工事請負契約の締結について（海田中学校トイレ改 修工事）・・・・・・・・	18
日 程 第 8	第 23 号議案 令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・	19
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	21

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次     | 長 | 森 山 真 文 |
| 企 画 課     | 長 | 石 田 順 也 |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課     | 長 | 松 井 良 哲 |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課     | 長 | 中 山 え り |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課   | 長 | 下 野 武 士 |
| 建 設 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 小 村 孝 広 |
| 建 設 課 主 幹 |   | 矢 熊 健 治 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 脇 本 健二郎 |
| 主 査         | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事     | 須 崎 亮   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 諸般の報告  
・ 議会報告

日 程 第 4 報告第 2 号 損害賠償額の決定について

日 程 第 5 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日 程 第 6 第 21 号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校南校舎トイレ改修工事）

日 程 第 7 第 22 号議案 工事請負契約の締結について（海田中学校トイレ改修工事）

日 程 第 8 第 23 号議案 令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 3 回海田町議会臨時議会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者等のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、これまでの第 2 類相当から第 5 類に変更され、感染対策も個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースにしたものに大きく変わってまいります。引き続き、感染対策は必要と思いますが、これまで自粛や延期されていた行事・取組が行っていただけるものと大いに期待をしております。しかしながら、原油や原材料などの価格上昇はいまだ収束せず、幅広い商品やサービスで物価高騰が続いております。執行部におかれましては、国・県との連携を密にして、町民の適宜適切な施策の執行をお願いをしたいと思います。本臨時会においては、低所得者世帯などへの給付金のほか、物価高騰対策を行うための補正予算が上程予定でございます。各議員におかれましては、このような状況を勘案の上、慎重審議をお願いをしたいと思います。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆さん、改めましておはようございます。本日は、令和5年第3回海田町町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、この度は議案に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。本臨時会には、報告1件、承認1件、契約認定2件、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、臨時会招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第8に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、3番、玉川議員、4番、小田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。

この際、議長より議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、的確で分かりやすく、マスクをされている方は、声が聞き取りやすいようマイクを立ててゆっくりと発言をしてください。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告でございますが、海田町議会委員会条例第6条第2項の規定に基づき、4月6日に常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長を互選し、総務建設委員会委

員長に宗像議員、副委員長に小田議員、文教福祉委員会委員長に下岡議員、副委員長に大江議員、議会運営委員会委員長、小田議員、副委員長に下岡議員と決定いたしました。

続いて、4月12日に災害防止対策等調査特別委員会の副委員長を互選し、小田議員と決定いたしました。以上で諸般の報告を終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第4、報告第2号、損害賠償額の決定についてを町長より報告を求めたいと思います。町長。

○町長（西田）報告第2号、損害賠償額の決定について。稲荷町地内で発生した公用車による車両の損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）報告第2号、損害賠償額の決定について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告させていただきます。債権者は、安芸郡海田町在住の50歳代個人で、損害賠償額は7万8,896円でございます。専決処分年月日は、令和5年4月19日でございます。事故の概要について御説明いたします。令和5年2月28日午後3時55分頃、海田町稲荷町地内、旧千葉家住宅横の県道151号線と274号線が交わる三差路において、町民生活課職員が運転する軽4貨物自動車が多田議員の乗る軽4貨物自動車を右折したところ、ほぼ正面にある駐車場から道路へ南進してきた相手方車両と衝突し、当方車両の右前方部と相手方車両の右前方部が破損したものでございます。双方とも人的被害はございませんでした。過失割合につきましては、当方3割、相手方を7割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。まず、この内容についてどうこう言うんじゃないんですけど、この前の議会運営委員会で申し上げたんですが、この個人というのはいかかなもんかと。議案書、今ですね、お名前を記載していただいて、発表するときには個人でもよろしいと思うんですが。というのはなぜかというと、相手が特定されていないのに議

会で議決をっていうのは、ちょっと筋が違うんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。この度は個人情報保護の観点から、名前、住所等特定できるものについて議決の範囲内で出さなくてもよいものについては、個人情報について配慮しようという趣旨からこのような表現にさせていただいております。報告につきましては町のほうで専決処分をさせていただきますものですから、そこで個人の名前をお出しすることが配慮しても差し支えないものと判断しまして、議会に御相談の上でこのような表現にさせていただいておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、同じようなことを聞こうと思いました。答弁がありましたので、それは省略いたしますが、この前の個人情報の会議の中で、おおむね、私、了解をしたわけですが、ここで、この議会の中で、私どもは個人情報を目的としておるのではないんですね。この報告は適正で的確なそういう処理をしているかどうか。これが議会の役割なんです。そうすると、過失相殺割合が、3割と7割というものを、今説明ありましたが、これは保険会社同士が、その割合を出して、町がここに報告としてしているのかどうか。これをお尋ねしますが、個人情報保護という関係から、相手が、例えば、50歳いうのがありますけれども、禁治産者であったり、あるいはもっと高齢者であったりする場合が出てくるわけですね。それももっていかなければなりませんけれども、実際、こうした報告をする場合に、ケースバイケースでやるべきだと思うんです。全く、何も、今の報告で大体概略は分かりましたけれども、何もない。例えば物損事故であるとか、あるいは対物であるとか、これは人が関わった問題が出てくるわけで、そこら辺は今後ね、やっぱり開示というんか、報告すべきだということに思うんです。要するに、3割、7割の過失割合、これはどこでどういうふうに決めて、それを了解して報告しておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず過失割合の3対7につきましては、保険会社のほうから一般的な過失割合の例の中から算出されたものでございます。今回の例につきましては、いわゆる私有地から公道に入ってくるという路外進入という事例になりますので、一般的な例からして、相手方のほうが過失割合が少し大きくなって、3対7というような形になっ

ております。で、もう1点目の個別に名前を出すべきだという御意見でございますけれども、あくまでもこの御報告につきましては、海田町議会で御議決いただきまして町長に専決処分の委任をいただいておりますものでございますので、そういったところから勘案しましてですね、うちのほうで委任されて、適正に示談を締結して、それを御報告させていただくという趣旨でございますので、そこは、個人情報の配慮のほうをさしていただいて、特に相手方を特定をすることなく個人という出し方で出させていただいているものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）全くそのとおりだと思うんです。原則として、利用目的に、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはいけないという、これ原則としてあるわけですね。おっしゃるとおりです。これを超える場合は、本人の了解が必要であるということもあるわけですね。そうすると、ただ単に、この保険の割合、この割合は御承知かどうか知りませんが、3種類あるんですね。一つは強制保険。二つ目は保険会社同士がやっていく。三つ目は、弁護士が判断をしてやっていくという。この割合が、3割、7割という、大方が保険会社同士がやった結果が、一般的です。それが不十分な場合に、弁護士が裁判、訴訟して、裁判で決まるという方法もあるわけですが、厳しく言えば、私どもから言わしたら、ちゃんとね、職員もそういう教育も必要だし、しばらくなかったなと思いつつも、忘れた頃にこういう問題が出てきたという問題が出てきたわけですね。ですから、まずこれを踏まえて、気が緩むときが出てくるわけです。しかも、交差点で車が来る場合はお互いが注意をしなければならないのに、それを怠った証拠なんですね。それが3割の過失があるということなんですが、別に報告ですから、聞きとめて了解はいたしますけれども、今後の問題の対策として、ちゃんと再びこういう問題が起きないように、これは教育も含めて、もう当たり前のことですね。これを徹底していただきたいと思いますが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）常日頃から職員の交通安全の意識啓発を行ってまいっておりますのでございます。また、交通安全講習、講師を招いての講習も毎年行っておりますのでございます。ただ、事実として、こういった事故が起こったということは、改めて、やはり教育の仕方というのも考えていかなければならないと考えております。この行つとる講習の中で、こういった事例も、事故の事例をあらわしながら、職員とともに、こういっ

たところはこういったとこに気をつければいいか、そういったような教育も、この安全講習の中で行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後にお尋ねしますが、ここで事故を起こしたら、交通事故の違反に該当するわけですね。罰則金になるのか、罰金になるのか。該当しておるのか、していないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）罰金等については該当しておりません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）この金額の算出方法について、ちょっとお尋ねします。これが7万8,000何がしかですから、これが3割に該当するとしたら、0.3で割り返して、26万3,000円ぐらいがトータル金額になるかと思うんですけども、この26万3,000円が、両方の車を直す修理費であって、過失、それを、過失割合3割が当町負担でこの金額になってるのかどうかと。それと、実際には保険で処理すると思うんですけども、この金額が、海田町が入ってる車両保険で補う金額なのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。7万8,896円の根拠は、おっしゃるとおり、相手方26万3,000円程度の車両の修繕代の3割が、賠償額でございます。で、保険で入ってきますのは、町の車両の修繕代が総額で22万1,661円かかっております。そのうち、相手方から7割部分としてお金をいただくものを差し引いた残りのお金、町のほうが直接負担するお金について、保険のほうから歳入があるというものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ちょっと分かりにくい説明なんですけども、この7万8,000円というのは、相手方が、こちらの車両を直すために負担したお金。で、こちら側は3割、相手方の負担するということ、ちょっとそこんところをちょっと、よく意味がとれなかったんで、もう一度説明していただけます。こちら側が幾ら負担して、向こう側が幾ら負担したのか、そして、どれだけが保険金で出たのか。そこを分かりやすく説明してください。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）申し訳ございませんでした。7万8,896円が、相手方にお支払いする金額でございまして、これは、相手方の車両の修繕代、26万2,988円、これの3割でござ

ざいます。で、相手方から入ってくるお金は、15万5,163円なんですけれども、これは町が公用車を修繕したお金、22万1,661円の7割、これを相手方がくださいます。で、残りの22万1,661円から先ほどの相手方からいただく15万5,163円を差し引いた残りのお金が、保険から歳入されるというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）申し訳ありません。10番、宗像です。私もよう分からんのですが、結果的に、うちがお金が歳入で入ってくると。ということは、これどっかで補正かけるといこと。補正かけない理由、もし理由は何かいうことと、もう1点。通常、私も何回か事故、物損の事故やったことあるんですが、通常、相手が払う金額、こっちが払う金額、差し引いてプラマイになったときに、それを支払う契約するはずなんです、そのケースが多いんですが、うちがもらう契約をしたっていうふうにとれたんですが、そういうことで理解していいのかどうか。で、もしそれがうちがもらう契約をしているのであれば、その歳入、どうするんですか。その点の御説明をお願いします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）歳入につきましては、今後補正で整理をさせていただきます。相手方に支払うお金と、相手方から入ってくるお金を相殺するというお話なんですけれども、これ、以前はそのような取扱いをしておったんですが、監査委員さんからの御指摘で、そのような歳入歳出が不明確なような手続はしてはならないという御指摘を以前いただいておりますので、そこは、いただいて支払ってというところを相殺せずに手続させていただきとります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、海田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分した事件の承認について。海田町税条例の一部を改

正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、3月31日付けで専決処分をさせていただきました。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書2ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、町議会に報告し承認を求めるものです。専決処分の内容については議案書3ページの専決処分書のとおりで、専決処分年月日は令和5年3月31日です。資料については、資料1の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料2の海田町税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料1の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和5年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものです。それでは、1の軽自動車税関係の改正について。まず（1）の種別割のグリーン化特例の延長でございますが、現行の経過措置の適用期限について、75パーセント及び50パーセント軽減の対象となる軽自動車に対する適用期間を3年延長し、適用期限の終期を令和8年3月31日までに、25パーセント軽減の対象となる軽自動車に対する期間については、2年延長し、適用期限の終期を令和7年3月31日までにそれぞれ延長するものでございます。次に、（2）の環境性能割の税率の特例措置期間の延長と適用区分の見直しについてでございますが、参考といたしまして、地方税法の軽自動車税環境性能割に関する区分等の改正の内容について、図を記載させていただいております。内容につきましては、現行の電気自動車や燃費基準達成車等に対する非課税等の特例措置を3年間延長した上で、税率の適用区分のうち、燃費の達成基準を段階的に引き上げる地方税法の改正に合わせ、関係する条例の規定を整理するものでございます。2のその他については、1で説明をさせていただいた改正以外について、引用条項等の整理を行うものでございます。最後に、3の施行期日ですが、いずれも令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。直接これに該当するかどうか分かりませんが、トラックであるとか普通自動車であるとか、これは県税なんですけども、軽自動車でも、製造会社が改ざんしたり、捏造したりしたことが報道で何回かされてきたわけですね。これが判明した場合に、これに該当したら、訴追効果というんか、遡及効果というんか、これが発生するのかどうか、この対応について、軽自動車についてはどのように措置をされるのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい。製造メーカーさんが不正で燃費等の報告をされておった場合にどうなるかっていうことの御質問でございますが、その燃費不正が判明した時点で、改めて、再度、燃費基準等を確認させていただいて、その税率の部分で、改めて税をかけさせていただくようになります。その支払いにつきましては、所有者個人さんではなく、メーカーさんのほうに、こちらからは賦課をしていく形になります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もしそれが判明をした場合に、自動車の所有者との関係で、トラブルが非常に大というふうに考えるわけですね。そうすると、製造会社が捏造したり、あるいは、改ざんをしたりした場合の判明について、製造会社のほうが責任を持たなきゃ、ちょっとつじつまが合わないような気がするんですけども、その辺の対応は考えておられるのかどうか。個人にあまりにも、この判明をした場合に、押しつける。ちょっと、変だというか、筋道が通ってないというような感じがするんで、その辺はどう対応する考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）判明した場合に不足する税額については、製造会社、メーカーさんのほうに賦課をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、これに承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第21号議案、工事請負契約の締結について、海田小学校南校舎トイレ改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第21号議案、工事請負契約の締結について。海田町昭和中町地内において施工する海田小学校南校舎トイレ改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書7ページをお願いします。第21号議案、工事請負契約の締結についてでございます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて議決を求めるもので、工事名は海田小学校南校舎トイレ改修工事、工事場所は海田町昭和中町地内、請負金額は4,818万円、受注者は株式会社伏光組、工期は議決の日の翌日から令和5年9月29日まででございます。なお、本契約については、事前に設定してある予定価格は5,000万円以上で、競争入札の結果、落札額は5,000万円を下回りましたが、落札価格のいかにかわらず、条例の規定により契約の認定の議決の対象は予定価格で決まります。よって、提案理由に記載のとおり、当該契約は予定価格が5,000万円以上であるため、議決を求めるものでございます。続きまして、資料3の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、建築一式工事で業者登録のあるABランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なCランクの町内業者を含む12者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した株式会社伏光組を落札者と決定いたしました。続きまして、工事内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）海田小学校南校舎トイレ改修工事について説明いたします。資料4をお願いいたします。この度、海田小学校南校舎のトイレの改修工事を行います。南校舎のトイレの設置は、資料4のとおりでございます。各フロア1か所にトイレが配置

されております。主な工事内容といたしましては、便器の洋式化及び床の乾式化、多目的トイレの整備等を行うものでございます。工期は5月中旬から9月下旬までを予定しております。改修工事は夏季休業中を中心に9月上旬までを予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。先ほどね、財政課長から詳しく説明がありましたがね、今まではそういう説明がなかったんよ。うん。はっきり言うて。だから、予定価格は幾らか、最低制限価格は幾らかいうて。ね。それは言えませんが、今まではずっとそれで通してきたよ。だから私が今までずっと、質疑、質問したのはね、何パーセントかちゅうことをずっと通してきたわけよ。の。なぜこういうことを言うかいうたら、予算と予定価格、ね、予算は私ら分かるんよ。予定価格ちゅうものは分からんわけよ。その点、県は公表しちよるんじゃがの。最低制限価格ちゅうのをの。それをしなさいしなさい言うても、あなた方は一概に拒んじよるわけよ。なぜか言うたら、そこで何か不正がある場合もあるわけよ。だから、きれいな入札方法をしなさい言うてずっと来ちよるわけよ。どこからかで改正せにゃいけんわけよ。ほいで、都合がいいときは県のあれに準ずる、どうのこうの言うて逃げるんじゃがの。そうじゃなしに、業者とも、はっきり、最低制限価格とか、の、予定価格ちゅうものをきちっと公表しても問題ないんじゃから、それをせんから、この前の土木なんかで、追加工事追加工事で訳分からんことやって、5,000万以上になっちよるじゃないか。だから、そういうことがあるから、ちょっと入札方法も変えたほうがええんじゃないかいうて、もう、はあ、十何年、大方20年前から言いよるんよ。私も県の入札入った。それ、そういうことを言うたら、都合がええけん、それは駄目で、海田町はこういう方針でやります。ほいで都合がええときには県のあれに準ずる。そういう答弁がずっときちよるわけよ。だから、どこかで入札方法を変えな、分からんでしょう、どこで何か不正が起きちよる、まあ、不正しちよるとは言わんよ。やっても分からんことは分からんじゃない。追加工事追加工事で5,000万以上になっても分からんじゃない。まあ、総合公園なんかでもそうじゃがの、まあ言わんのじゃが、一部ではそういうことがあるわけよ。の。だから、やっぱり透明性があるような入札方法に、いつかは変えないけんよ。それでちょっとそこまで、あれが変える気があるかないかじゃが、これ、予定価格の何パーセントで落

札があったか、今、いろいろ質疑したんじゃが、皆答弁してください。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、2点目の落札率については、82.4パーセントでございます。次に、入札制度に関してのところ、議員御指摘のとおり、広島県においては、予定価格の事前公表を一般競争入札とあわせて行っているところでございますが、一方で、国においては、談合防止等の観点から、予定価格の事後公表を推奨しておりまして、また、中国ブロック発注者協議会の目標項目においても、予定価格の事後公表が設定されており、全国都道府県では約7割が事後公表としている状況もございます。このように入札制度においては、各団体で様々な取組がされているところでございますので、引き続き、議員御指摘の点も踏まえながら、本町に合った形で、適正な入札が執行できるよう、引き続き調査研究を行ってまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私がね、さっきから言うてる、もう私も三十何年議員やっちょるんじゃがね、ずっとそれを聞いちょるわけよ。何でそういうことをきつく言うかいうたら、この度82.4パーセントじゃが、まだひどいのは98パーセントで落札しちょるところがあるんで、私が、の、何パーセントか言うたら、随分の差があるじゃろう、ここで分かるでしょうが。の。だから、改めて、小理屈はええんじゃが、やっぱり変えないけんのよ。七十何パーセントが、広島県の中であんた最低制限価格やっちょるんじゃったら、やっぱり海田町も変えないけんのでしょうが。総務部長、どうかいの。やっぱりね、やっても、最低制限価格を公表したら、談合、続くわけねえじゃない。の、最低制限価格やったら談合ちゅうものはなかなかできんわけよ。最低制限価格を切ったら指名、今は指名停止はないんじゃがの。昔は一発で指名停止じゃったんよ、昔はの。そういうことを考えたらね、やっぱり適正な時期に入札方法を変えないけんのよ、もう一回聞くがどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）入札制度につきましては、様々な団体で多様な取組が行われております。ただいま議員が御指摘をいただいたことも取組の一つでございます。で、新たな取組も、全国の自治体では、着手されているところもございますので、そういった団体の取組のほうを研究しながら、本町に合った取組方法について継続的に見直しのほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。1点だけ。資料4の工事概要の中身について、1点だけお尋ねします。多目的トイレのところですけども、オストメイト対応とだけ記載があります。ここに、医療的ケア児などがおむつ替えをするときに必要になる台などを設置するお考えはないものと考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。現在のところ、この多目的トイレのほうにおむつ替え台を整備する予定はございません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、これも説明書にありますように、予定価格が5,000万円以上ということで、その辺のことについては分かるんですが、随分、過去やかましゅう言うてきた、例えば、高岸1号橋なんかがね、当初四千何ぼと。その次に、二つも三つも護岸とか仮道とかいうことで1,600万円じゃ700万円じゃいうてね、追加が出とるわけよね。トータルが6,000万も7,000万もなっとる。これが承認案件じゃないわけよ。だから、このことについてね、その承認案件というの、今、るる説明があったけど、分かったような分からんような、予定価格だけが5,000万円、当初は、例えば4,900万円で契約しておいてね、都合の悪いところは全部、500万、700万、1,000万、1,600万いうて追加工事出しておいてね、これが承認対象にならないんですよ、トータルが7,000万も8,000万もなって。どうもこの辺にね、ずばり言うて、執行部の不透明さを感じるよ。このようなことについてどう考えるか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、変更契約に係る議決の考え方でございますが、変更契約の場合は、変更後の契約金額が、要議決額以上となるか、いわゆる5,000万以上となるかどうかで議決の要否が判断されます。本町においては、当初契約5,000万未満であっても、変更後の契約が5,000万以上であれば、変更契約に係る議決をいただくよう提案させていただいておりますし、変更後の金額が5,000万以下であれば、議会認定は要さないというところで整理をしてるところでございます。

○議長（桑原）説明になっていないと思うんだけど、不透明さを感じるというところを言いたい、質問があったんで、5,000万切った額でやっとして、後、追加追加で5,000万超えとるじゃないか、これについてはどう考えるかということを質問をされておるんです。企画部長。

○企画部長（鶴岡）契約認定の議決につきましては、先ほど財政課長のほうが答弁いたしましたとおり、当初の契約が5,000万円未満で契約認定が必要がない場合、変更契約で5,000万を超えた場合には、そのときには議決をいただきまして、変更契約のほうをさせていただいております。一つの路線でありますとか、一つの河川の関連工事で、一体の契約とは捉えられないもので、別契約で発注しているものはあろうかとは思いますが、その辺は適切に処理のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、そこらを、不透明であると、こういうふうに言うとするわけよ。いわゆる関連工事を出してる。別件名称を付けてる。だからこれは別工事なんですよ。同じ業者がやってその関連でやっとなるじゃないですか、今回。だからずばり、高岸1号橋いうて事例まで言うとするわけよ。今の部長の答弁は、トータルの話で、あくまでもこういう入札執行規程とか、そこらのものに準じてやっとなるんですよ。そんなことは10年前から100年前から分かっとなる。今言うとするのは、そういう、逃れるため、ずばり言葉は悪いけども、関連でありながら、その業者に発注して、2件も3件も追加工事を出しての、部長、そこを言うとするんよ。ほんで別件工事をつくれば、何十件でも出せるんだよ。本来なら1,600万も、700万、800万するんなら、別途入札すべき工事なんよ。これも過去にも言うたとおり、3月の議会で言うとするんよ。工期は3月いっぱいなんよ。できますか、こういうて聞いとるんよ。やります言うとするんよ。結果的に7月8月まで工期延長して、その間に、今言うたような別件工事2件も3件も出して、誰が見ても関連工事なんよ。護岸がつながっとなるんよ。それを工事名別でつくっとなるわけ。非常に不透明でじゃ言うとするわけよ。そこらをもっと明快な説明してほしい。これ以上やかましくは言わんけども、今後やっぱり一考すべき点であろうと思う。の。今、部長の説明もあったように、道路、河川、号数は超えてでも、全部つながっとなるんじゃ、北海道から今頃は沖縄まではつながってないけども、北海道から九州まで道路がつながっておる。全部、継続じゃ、関連じゃで出したら、もう年間1個注文、発注して、全部関連で、随契随契随契でやってきゃいい。の。そういうところが非常に不透明だと。だから、143か、あの橋でも言うたよ、床版が不調になっとなるのに更に4,000万の追加、新規予算を計上しとる。それじゃ、後で落札困りますよ。だから、一括発注しなさいとこういふところも言うとするわけ。何か訳の分からん説明して、ほんで床版4,000万の入札執行したら、応札者がなかった、不調じゃった。そういうでたらめなことをやっとなるから、も

っと明瞭な執行をなさというて言うとするよ。だから、今の件もう一回言うけども、川はつながるとるんよ橋とつながるとるんよ、護岸との。工事名は別件なんよ。不透明じゃないか。その辺についてもっと明解な答弁してほしい。

○議長（桑原） ええとですね、トイレの議案ですから、トイレの今の入札の問題で不信を持ってらっしゃることについては、答弁いただきたいと思いますが、道路の工事の問題ではないので、そこを間違わないよう答弁してください。トイレの問題。はい。企画部長。

○企画部長（鶴岡） はい。工事の発注につきまして御意見をいただきました。執行部のほうで、工事を発注する際には、予算措置をお願いをいたしまして、その内容について議決をいただきながら、その予算の範囲内で契約のほうを執行をしております。引き続き規定等に基づきまして、適切に契約のほうを処理してまいります。工事のほうも、丁寧に説明をしながら、議員の皆様方に説明しながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 不信感が出ないように今後してください。はい。ほかにございませんか。多田議員。

○12番（多田） 12番、多田です。トイレ本体について質疑をいたします。中学校も同じなんですけど、このトイレの改修についてですね、最近はかなり緩和されてると思うんですけど、半導体の問題で、便器がなかなか入手できないっていう時期が一時ありました。今回、入札で二つの業者がとられたわけなんですけど、業者に確実にこの時期に工事ができるのかどうか、確認をされて、契約をされるおつもりでしょうか、そこをお聞きます。

○議長（桑原） 建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊） はい、議員の御指摘のとおり、半導体不足が世の中に浸透しておりますまして工事に間に合わないケースも全国的にあるというのは把握しております。今回の工事につきましては、そういった点も十分考慮しまして、契約締結後に速やかにですね、そういった時間がかかりそうな工事については、受注者と調整の上、期日内、工期内に完成するように工事をしてまいります。

○議長（桑原） よろしいですか。ほかには質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 21 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 21 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 7、第 22 号議案、工事請負契約の締結について、海田中学校トイレ改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 22 号議案、工事請負契約の締結について。海田町幸町地内において施工する海田中学校トイレ改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書 8 ページをお願いします。第 22 号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は海田中学校トイレ改修工事、工事場所は海田町幸町地内、請負金額は 1 億 5,455 万円、受注者は正田建設株式会社、工期は議決の日の翌日から令和 5 年 10 月 13 日まででございます。続きまして、資料 5 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、建築一式工事で業者登録のある A ランクの業者を基本とし、総数の 3 分の 1 を超えない範囲内で選定が可能な B C ランクの町内業者を含む 14 者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社を落札者と決定いたしました。続きまして、工事内容について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）海田中学校トイレ改修工事について説明いたします。資料 6 をお願いいたします。この度、海田中学校の北校舎、中校舎、南校舎及び管理棟のトイレの改修工事を行います。北校舎、中校舎、南校舎及び管理棟のトイレの配置は資料 6 のとおりでございます。各校舎の各フロア 1 か所にトイレが配置されております。主な工事内容といたしましては、便器の洋式化及び床の乾式化、多目的トイレの整備等を行うものでございます。工期につきましては、5 月中旬から 10 月中旬までを予定しております。改修工事は、夏季休業中を中心に 9 月下旬までを予定しております。以上で説明を

終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 22 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 22 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 8、第 23 号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 23 号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算第 1 号。この度の補正予算につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 23 号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算第 1 号について御説明いたします。初めに、資料 7、令和 5 年度補正予算説明書にしたがいまして歳出から御説明いたします。資料 7 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。議会費、議会運営事業については、海田東公民館再整備特別委員会の所管事務県外調査のため、特別旅費を増額するものでございます。次に、5 ページ、6 ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度運営事業については、マイナポイント申込期限の延長に伴い必要な業務委託料を増額するもので、その財源として、個人番号カード交付事務費国庫補助金を歳入で増額いたします。次に、7 ページ、8 ページをお願いします。民生費、社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業については、事業概要資料として資料 8 を併せて提出しておりますが、食費等の物価高騰に直面する低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するもので、支給対象世帯に対して 1 世帯当たり 3 万円を支給するため、給付

金及び関係事務費を歳出で増額し、その財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を歳入で増額いたします。次に、9 ページ、10 ページをお願いします。民生費、児童福祉費の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、事業概要資料として資料 9 を併せて提出しておりますが、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、支給対象世帯の児童 1 人当たり 5 万円を支給するため、給付金及び関係事務費を歳出で増額し、その財源として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を歳入で増額いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いします。歳出補正で御説明した特定財源の増については説明を省略させていただき、一番下の財政調整基金繰入金については、この度の補正予算の財源調整として増額しているものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 23 号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 2,821 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 121 万 7,000 円とするものでございます。以上で、令和 5 年度海田町一般会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12 番（多田）12 番、多田です。この電気・ガス・食料品等支援策なんですけど、この支給対象世帯、この下のほうですね、家計が急変した世帯っていうのがあるんですけど、これはどのように判断される、本人が申請するのか若しくは何か申告か何かで分かるのか、そこはどのように判断されるんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）家計急変世帯につきましては、御申請をいただいて、審査をさせていただきましての給付になってまいります。収入につきましては、令和 5 年 1 月以降の任意の 1 か月の収入を御提示いただきまして、それを 12 倍し、年間収入を試算して、非課税世帯となる水準に相当する額以下かどうかということで判断をしてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12 番（多田）それは分かるんですけど、これ、PR はどのようにされますか。本人が申請せにゃあいけんわけだから。いただきたいんで申請はされるとは思いますが、漏れな

く支給をしていただきたいんですが、その点についてのPRというのはどのようにされるんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）周知につきましては、町のホームページや、広報等での周知とあわせまして、対象となる可能性が高い方との接点がございます町の社会福祉協議会、暮らしの安心サポートセンター等での周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。第23号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様には大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきまして、お疲れ様でございました。本臨時会に提出させていただいた議案につきましては、いずれも原案のとおり議決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和5年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午前10時09分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和     年     月     日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員